



結婚したときの手續

- ◇ 結婚したときの区役所での主な手續のご案内です。
- ◇ 各手續の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 外国籍の方は、出入国在留管理局(入管)で手續が必要になることがあります。

令和7年4月更新

南区役所

▲南区マスコットキャラクター みなっちゃん

手續が必要な場合	手続	手續に必要なもの	担当窓口
婚姻届を提出する	婚姻届	☐ 婚姻届(成年の証人2人の署名があるもの) ☐ 本人確認書類(運転免許証など) *外国籍の方は、本国発行の出生証明書等が必要となる場合がありますので、事前に戸籍担当へご相談ください。	2階11番 戸籍課 戸籍担当 TEL 341-1115
結婚に伴って住所を変更する場合は、「引っ越しの手續」をご覧ください。			2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118
同居しているが別世帯にしていた住民票を1つの世帯にする	住民異動届(世帯合併)	☐ 本人確認書類(※) *代理人(本人、同一世帯の方以外)が手續する場合は「委任状」と代理人の本人確認書類をお持ちください。	

◎結婚により氏名変更した場合

手續が必要な場合	手続	手續に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の氏で印鑑登録をしている(氏ではなく名だけの印鑑で登録していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消されます。	*本人以外が申請する場合や本人確認書類の種類によって、手續・必要書類が異なりますので、ホームページや電話で確認のうえ、窓口にお越しください。	2階14番 戸籍課 登録担当 TEL 341-1118
マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っている(氏名変更の場合)	券面記載事項変更届 *マイナンバーカード・住民基本台帳カードは暗証番号の入力が必要です。		
マイナンバーカードに署名用電子証明書を登録している	これまでの署名用電子証明書は失効します。引き続き利用される方は新規発行手續が必要です。		
国民年金に加入している	原則として手續き不要	日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511	2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129
年金を受給している	原則として手續き不要	日本年金機構にマイナンバーが未登録の方は、年金事務所に「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 【横浜南年金事務所】TEL742-5511	
右欄の被保険者証、手帳、受給者証等を持っている場合は、氏名変更届がそれぞれ必要です。	国民健康保険被保険者証または資格確認書等、介護保険被保険者証等		2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126
	後期高齢者医療被保険者証または資格確認書、重度障害者医療証		2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128
	身体障害者手帳、療育手帳、(18歳以上) *18歳未満は、2階25番こども家庭支援課(TEL341-1152) 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証(精神通院医療)/(更生医療) 特定医療費(指定難病)受給者証 *小児慢性特定疾病、養育医療、育成医療は、2階25番こども家庭支援課(TEL341-1148)		2階23番 高齢・障害 支援課 TEL 341-1136
	身体障害者手帳、療育手帳(18歳未満) *18歳以上は、2階23番高齢・障害支援課(TEL341-1136)		2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1152
医師、看護師、薬剤師、調理師等の資格を持っている	籍(名簿)訂正・免許証書換交付申請	☐ 各免許証 ☐ 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書) *ケースにより必要なもの・手續が異なります。必ずお問い合わせください。	4階44番 生活衛生課 食品衛生係 TEL 341-1191
犬を飼っている(犬の所在地、所有者情報に変更がある場合)	飼い犬の登録事項変更届	必要な持ち物はありません。	4階43番 生活衛生課 環境衛生係 TEL 341-1192
125cc以下のバイクを持っている	原動機付自転車登録変更(氏名変更)の届出	☐ 本人確認書類(※) ☐ 標識交付証明書	3階32番 税務課 TEL 341-1160

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付きの住民基本台帳カードなど

裏面へ続く

◎結婚により扶養関係に変更がある場合

手続が必要な場合	手 続	手続に必要なもの	担当窓口
国民年金に加入していたが、厚生年金等に加入している配偶者の扶養に入る	配偶者の勤務先で手続してください。	配偶者の勤務先にお問い合わせください。	2階20番 保険年金課 国民年金係 TEL 341-1129
国民健康保険に加入している方が、配偶者の健康保険の被扶養家族になる	国民健康保険資格喪失届	☐ 加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ 等 ☐ 国民健康保険被保険者証または資格確認書 等	2階18番 保険年金課 保険係 TEL 341-1126

◎子どもがいる方が結婚した場合

手続が必要な場合	手 続	手続に必要なもの	担当窓口
戸籍の変更	婚姻届を出しただけでは子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍の変更については、担当窓口にお問い合わせください。		2階11番 戸籍課戸籍担当 TEL 341-1115
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	☐ 小児医療証 ☐ 対象小児の健康保険証または資格確認書 等	2階19番 保険年金課 給付担当 TEL 341-1128
福祉医療証(親 福祉医療証)を持っている * 結婚により、ひとり親家庭等医療助成の受給資格がなくなります。	医療証の返却	☐ (親) 福祉医療証	
	中学校3年生までの児童がいる場合は、小児医療助成制度への切替手続	☐ 対象児童の健康保険証または資格確認書 等	
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続 * 申請日の翌月分から支給対象となります(さかのぼっての支給はできません)。	☐ 請求者名義の銀行預金通帳など口座のわかるもの ☐ 請求者の健康保険証または資格確認書等の写し(共済組合員のみ)	2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1148
	今まで受給していた方の消滅手続	特にありません。	
身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)の保護者を変更する(18歳未満)	変更届	☐ 各手帳	2階25番 こども家庭 支援課 TEL 341-1152
障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証の受給者を変更する(18歳未満)	変更届、異動届	☐ 各受給者証	
* 18歳以上は、2階23番高齢・障害支援課(TEL341-1136)			
児童扶養手当を受給している * 結婚により受給資格がなくなります。	受給資格喪失届	☐ 児童扶養手当証書 ☐ 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)* ☐ 世帯全員の住民票の写し ※窓口で無料交付を受けられる用紙をお渡しします(住民票・戸籍が横浜市内のみ)。 ☐ 特別乗車券(受給者のみ)	
特別児童扶養手当を受給している	受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続 * 保護者の所得制限・対象児童の障害の程度に条件があります。	☐ 戸籍謄(抄)本(戸籍全部(個人)事項証明書)* ☐ 世帯全員の住民票の写し(戸籍・続柄入り) ※窓口で無料交付を受けられる用紙をお渡しします(住民票・戸籍が横浜市内のみ)。 ☐ 対象児童の療育手帳又は身体障害者手帳 ☐ 請求者の印鑑(朱肉使用) ☐ 請求者名義の銀行の預金通帳	
障害児関連の手当を受給している(20歳未満) (障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当)	扶養義務者等の変更	☐ 各手当の証書 ☐ その他の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください	

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、写真付きの住民基本台帳カードなど